

福岡高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分取消請求控訴事件
国側当事者・国(熊本西税務署長)
平成20年11月14日棄却・上告

判 示 事 項

- (1) 特別清算中のファイナンス会社(以下「清算法人」という。)から、文書、口頭等のいかなる形式においても、債権放棄の意思表示を受けていないとの控訴人会社の主張が、①清算法人及び清算法人のメイン取引銀行(以下「母体行」という。)の連名で控訴人会社に対して発せられた書面には債権放棄額が明記されていること、②控訴人会社は、母体行の控訴人会社に対する新規貸付額決定の前提となる担保不動産の評価額の減額を求めるなどして、新規融資額に多大な関心を寄せていたところ、清算法人が、控訴人会社に対する債権のうち、新規融資という形の下で母体行に引き継がれる部分を除いたその余の部分について放棄する意向であることを認識していたためであると考えるのが合理的であること等からすれば、控訴人会社は本件債権放棄について認識していたと見るべきであるとして排斥された事例(原審判決引用)
- (2) 母体行から送付された「債権譲渡の試案について」と題する書面を見て、清算法人の控訴人会社に対する債権が訴外銀行に譲渡されたものと理解していたとの控訴人会社の主張が、①当該書面は、その作成名義人、体裁、内容等から見て、正式の債権譲渡通知と理解できず、②控訴人会社は、当該書面を受け取った後、債権譲渡先として記載された訴外銀行に譲渡された債権額を確認することもなく、③債権放棄の方向が一転して債権譲渡に変更されることは、控訴人会社にとっては重大な変更(不利益変更)に当たるはずにもかかわらず、この点について、清算法人等にその理由を問いただすこともなく、④金融機関が、債権を承継しながら、その担保物権を承継しないのは、金融機関の行動としては不合理であり通常考え難いところ、控訴人会社は、本件不動産について清算法人を根抵当権者とする第一順位の根抵当権設定登記の抹消登記手続の委任状を作成しているのであるから、同手続がされることを認識しており、本件不動産につきその後改めて、訴外銀行に抵当権ないし根抵当権を設定した事実がないことも認識していたものと認められるとして排斥された事例
- (3) 本件債権放棄がされていたとするなら、当然なしうる節税措置を全く取っていないことから、本件債権放棄がされたとは認められないとの控訴人会社の主張が、控訴人会社が本件債権放棄を認識していなかったということが不自然であり、控訴人会社が節税の措置を講じていなかったとしても、それには種々の理由が考えられるところであるし、また、上記主張は審査請求の段階ではされておらず、本件訴訟提起後1年以上が経過した後に至って初めてされたものであるなどの事情を併せ考慮すれば、そのことをもって本件債権放棄がされなかったということにはならないとして排斥された事例
- (4) 本件債権放棄の意思表示がなされたとしても、清算法人の特別清算手続上必要とされる債権者集会の決議ないし裁判所の許可がされていないから無効であるとの控訴人会社の主張が、清算法人は控訴人会社に対する債権について担保を設定していた銀行等に対し、控訴人会社を破綻懸念先を含めた上で、清算法人の控訴人会社に対する債権のうち、担保評価額プラス3年分の返済相当額について母体行に引き継ぎ、その余はすべて債権放棄する旨説明して特別清算にかかる協定案(以下「本件協定案」という。)に対する同意を求め、その後、本件協定案は、債権者集会で可決された上で、裁判所の認可を受けているのであるから、本件協定案に基づく本件債権放棄は有効であるということができ

るとして排斥された事例（原審判決引用）

判 決 要 旨

(1)～(4) 省略

（第一審・熊本地方裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号、平成20年4月25日判決、本資料258号－95・順号10953）

判	決
控 訴 人	有限会社A
同代表者清算人	甲
同訴訟代理人弁護士	竹中 潮
被控訴人	国
同代表者法務大臣	森 英介
同指定代理人	菊池 浩也
	伊藤 彰
	福本 昌弘
	岩崎 光憲
	志賀 弘一
	杉村 博司
	濱田 和隆
	寺本 史郎

主 文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 熊本西税務署長が控訴人に対してした原判決別紙処分一覧表記載の各処分を取り消す。
- 3 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要（略称等は原判決の例による。）

- 1 (1) 本件は、処分行政庁（熊本西税務署長）が、平成14年3月ころBが控訴人に対して行った本件債権放棄に伴い控訴人に債務免除益が発生したとして、本件各処分をしたのに対し、控訴人が、本件債権放棄は行われておらず、仮に行われたとしても旧商法445条1項1号、2項に違反する無効なものであり、上記債務免除益は発生していないから、本件各処分は違法であると主張して、本件各処分の取消しを求めた事案である。
- (2) 原審が控訴人の請求をいずれも棄却したため、控訴人は、これを不服として、前記第1記載のとおり、控訴した。

2 事案の概要は、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」に記載のとおりであるから、これを引用する。

2頁24行目の「有限会社」を「会社」に改め、3頁19行目の「とおり」の次に「であり、これに添付された『金融機関別返済計画表（H13／5末基準）』には、債権者ごとに『債権放棄額』及び『放棄率』の欄が設けられている」を加え、21行目の「C銀行（）」の次に「合併後は株式会社S銀行。」を加え、4頁3行目の「設定され」の次に「てその旨の登記がされ」を加え、17行目の「上記(3)」を「上記(5)」に改める。

第3 当裁判所の判断

【判示(1) 当裁判所も、当審で取り調べた証拠を考慮に入れても、控訴人の請求はいずれも理由が

・(4)】ないものと判断する。その理由は、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。

1 7頁16行目の「21」の次に「、22」を、17行目の「証人丙」の次に「、控訴人代表者」を加え、8頁24行目及び25・26行目の「債権については」を「債権については」に改め、10頁17行目の「放棄する」の次に「予定である」を加え、22・23行目の「、甲も一応了解した様子であつ」を削り、24行目の「債務」を「債権」に改め、12頁4行目の「上記イの書面に対し、」及び11行目の「上記ウの書面を受けて、」を削り、17行目の「変更すること」を「変更する事」に、24・25行目の「借り入れて」を「借り入れて、」に、13頁9行目の「20の1」を「20の1、2」に改める。

2 13頁19行目の「、口頭により」を削り、21行目の「旨の意思表示を行った」を「予定であることを説明した」に、同行目の「再度」を「口頭で」に、22行目の「債権放棄の意思表示」を「本件債権放棄の意思表示」に、24行目の「甲」を「控訴人代表者」に、25行目の「B」を「C銀行」に、14頁2行目の「甲」を「控訴人代表者」に改め、3行目の「とおり」の次に「、Bの控訴人に対する債権の処理は、特別清算手続というBの法人格の消滅につながる法的手続の一環として本件協定に基づき行われたものであり、控訴人代表者もRから説明を受けるなどしてこれを認識していたこと」を加え、11行目の「本件債権放棄」を「Rから本件債権放棄の意思表示をされ、これ」に改め、17行目から18行目の「相当である。」までを削り、18行目の末尾に次のとおり加える。

「なお、控訴人は、当審において、上記各決算報告書の記載は、第20期の決算において有していた約7億5000万円の現金預金の存在を、借入金の返済に関し優遇措置を受けていた取引銀行から隠すために、決算書上、上記現金預金を減額するのに対応して負債も減額したが、これに伴い内訳書を修正する際、Bからの借入金を削除したものすぎないから、控訴人の真実の決算報告書ではないと主張し、甲第24号証(戊の陳述書)及び同第25号証(控訴人代表者の陳述書)にもこれに沿う記載があるが、決算書上の負債を減額する手段として、Bからの借入金を削除することを選択した理由について十分な説明はなく(行為者も特定されていない。)、Bの特別清算手続を知悉するC銀行に提出する決算報告書には、上記借入金が存在する旨を記載できないという理由によるものであった可能性も否定できず、また、第21期決算報告書においても、Bからの借入金が生計上されていないことに関する説明は全くなく、さらに、控

訴人は原審では上記各決算報告書は控訴人が作成したものではないと主張し、控訴人代表者もこれに沿う供述をしていたことなどからすると、控訴人の上記主張は容易に採用できない。」

【判示(2)】 3 14頁20行目の「他に」を「D銀行外2社に」に、21行目の「仮に」から23行目の「あるし」までを「そもそも上記書面は、その作成名義人、体裁、内容等から見て、これをもって正式の債権譲渡通知と理解することはできないし」に改め、15頁1行目の「ばかり」から4行目の「あって、」までを次のとおり改める。

「のである。また、金融機関が、債権を承継しながら、その担保物権を承継しないのは、金融機関の行動としては不合理であり通常考え難いところ、控訴人は、本件不動産についてBを根抵当権者とする第一順位の根抵当権設定登記の抹消登記手続の委任状を作成しているのであるから、同手続がされることを認識し、したがって、上記根抵当権がD銀行外2社に譲渡されるものではないことを認識していたとともに、本件不動産についてその後改めてD銀行外2社に抵当権ないし根抵当権を設定した事実がないことも認識していたものと認められる。さらに、その後本件特別清算の終結までの間に、法人格の消滅が予定されているBから控訴人に対し債権譲渡通知がされた事実はなく、控訴人もこれを認識していたものと認められる（甲9の1）。加えて、平成15年8月の時点で、控訴人代表者は、Bが有していた『顧客に対する債権』が相当減額されてC銀行に引き継がれたため、得をした形になっていると述べているが（乙1・11頁）、同人自身、Bの控訴人に対する債権の承継先としては、C銀行を挙げるだけでD銀行外2社を挙げていないのである。」

【判示(3)】 4 15頁5行目の「原告の債権が他に譲渡されたと認識していたと」を「Bの控訴人に対する債権がD銀行外2社に譲渡されたと認識していた旨の控訴人」に、15行目の「それは原告側の問題であって」を「それには種々の理由が考えられるところであるし、また、上記主張は、審査請求の段階ではされておらず、本件訴訟提起後1年以上が経過した平成19年9月28日（上記主張が記載された同月25日付け準備書面陳述の日。ただし、その提出は同月26日である。）に至って初めてされたものであるなどの事情を併せ考慮すれば」を加える。

5 16頁5行目の「意味する」を「意味し（したがって、Bの控訴人に対する債権を譲り受ける理由がない。）、また、Bは、本件特別清算の終結により、法人格が消滅することが予定されていたのである」に改める。

第4 結論

よって、原判決は相当であり、本件控訴はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所第1民事部

裁判長裁判官 丸山 昌一

裁判官 川野 雅樹

裁判官 中園 浩一郎